

# 令和 8 年度 木更津市立高柳小学校 いじめ防止対策基本方針

## 1 高柳小学校のいじめ防止に関する基本理念

いじめは、子どもたちの未来を奪い取る決して許されない行為である。また、どの学校でも、どの子にも起こりうるものであり、防止と発見、解消に向けて最大限の努力をしなければならない。

高柳小学校では、「いじめ防止対策推進法」を遵守していく。そして、子どもたちの安全の確保およびいじめの防止、発見、解消に全職員で取り組み、子どもたちにとって学校が、安心できて、素直に自分を出せる、生き生きと活動できる場であるようにしていく。

木更津市では、「家庭、地域社会、学校・行政によるトライアングル子育て運動」を通し、「やさしい心」「ルールを守る心」「一生懸命取り組む子」を育てていくことを教育の基盤としている。本校でも、「自立する力と共生する姿勢を育むこと」を教育目標に挙げている。このような子どもたちを育てていくことで、いじめと向き合い、決して許さない学校を目指していく。

## 2 いじめの定義

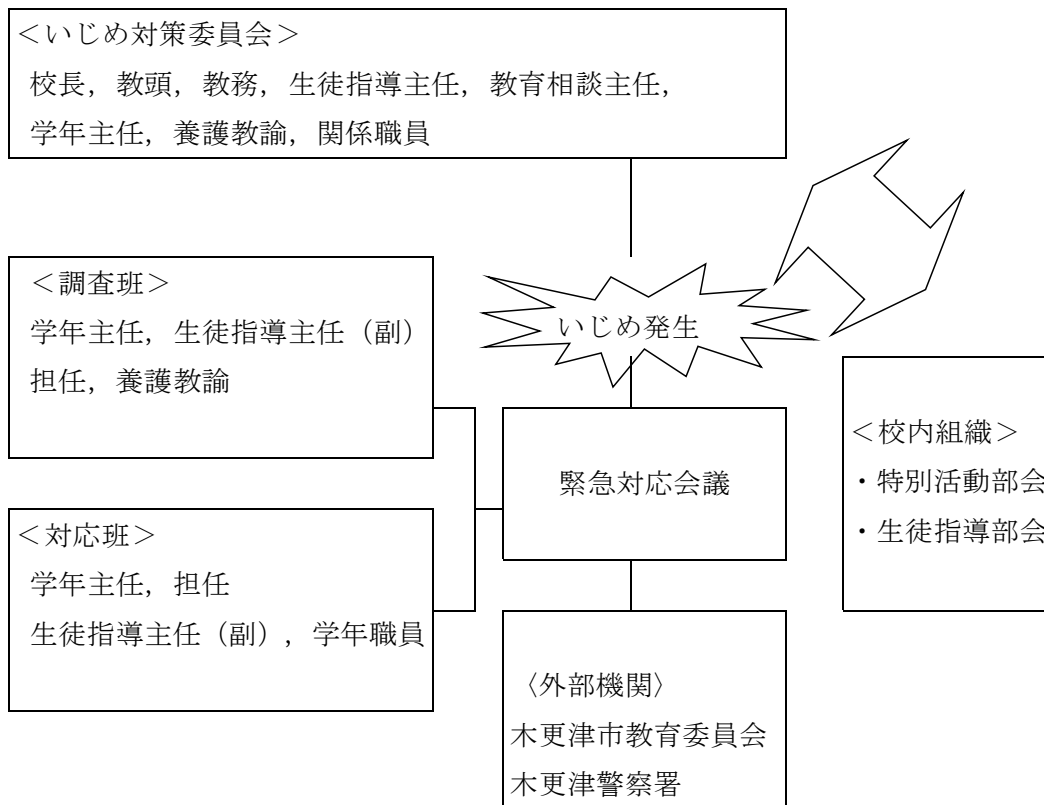
いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象になった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第一章 第二条）

また、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」では、いじめについて次のような項目が示されている。

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

ここにあげた項目だけでなく、高柳小学校では、児童が「つらい」「苦しい」と感じているようなことについていじめの可能性を考え、学校が児童にとって安心できる場所、自分を素直に出せる場所、生き生きと活動できて何事にも一生懸命がなされる場所であるように、早期発見に努める。

### 3 いじめ対策の組織について



- ・いじめを生まない土壌を作り，未然に防止する。
- ・児童の変化を敏感に察知し，いじめの早期発見・早期解決に努める。
- ・担任等関係職員が一人で背負い込まず，チームで対応する。
- ・被害に遭った児童の安全を最優先で考える。

### 4 具体的な方策について

#### (1) いじめを未然に防止する

##### ○人権教育の充実

- ・いじめは，相手の「人権を踏みにじる行為であり，決して許されるものではない」ということを，全教育活動を通して子どもたちに理解させる。
- ・子どもたちが人の痛みを思いやることができるよう，人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに，人権意識の高揚をはかる。

##### ○道徳教育の充実

- ・未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し，道徳の授業が大きな役割を發揮する。
- ・いじめ問題は，他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり，いじめをしない，許されないという人間性豊かな心を育てることが大切である。
- ・子どもたちは，心根が揺さぶられる教材や資料に出会い，人としての「気高さ」や「心遣い」，「やさしさ」等に触れれば，自分自身の生活や行動を省み，いじめの抑止につながると考えられる。

- ・「命を大切に作るキャンペーン」などと連動し、全学年でいじめについて考える時間を設定する。
- ・全児童を対象に行っている「人権の標語（心の合い言葉）」の実践を通して、他人を思いやる心や優しさ等を考えさせる。

#### ○体験活動の充実

- ・子どもたちは自己と向き合い、他者、社会、自然との直接的なかかわりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自分自身が気づき、発見して体得していく。
- ・現在の子どもたちは、福祉体験やボランティア体験等の「生きた社会」とのかかわりが少なく、学校が意識的に発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。  
(自然の中での宿泊体験・福祉体験・アイマスク体験等)

#### ○自己肯定感が持てる場の設定

- ・児童一人一人が活躍できる場を意図的に設定し、達成感を味わわせる。「やればできる」という感情を育てる。
- ・自分で考える時間を意図的に学習の中に設定し、自己決定する場面を作るとともに、児童一人一人が積極的に取り組める「わかる授業」を研究していく。

#### ○委員会など、児童が中心になっていじめ撲滅運動などを全校に呼びかけていく。

#### ○教師が見本になること

- ・教師自身が差別的発言や児童を傷つけるような発言等の不適切な発言をしたり、体罰をしたりして、いじめを助長するような行為は絶対にしない。

### (2) いじめを早期発見する

#### ○日々の観察

- ・休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、子どもたちの様子に目を配る。「子どもがいるところには、大人の目がある」ことを意識し、子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設ける。

#### ○観察の視点

- ・成長の発達段階からみると、子どもたちは小学校中学年以降からグループ形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、いじめが発生しやすくなる恐れがある。担任を中心に教職員は、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する。
- ・けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害に着目し、心身の苦痛を感じていれば、法の定義のいじめに当てはまることからいじめを認知する。

#### ○教育相談

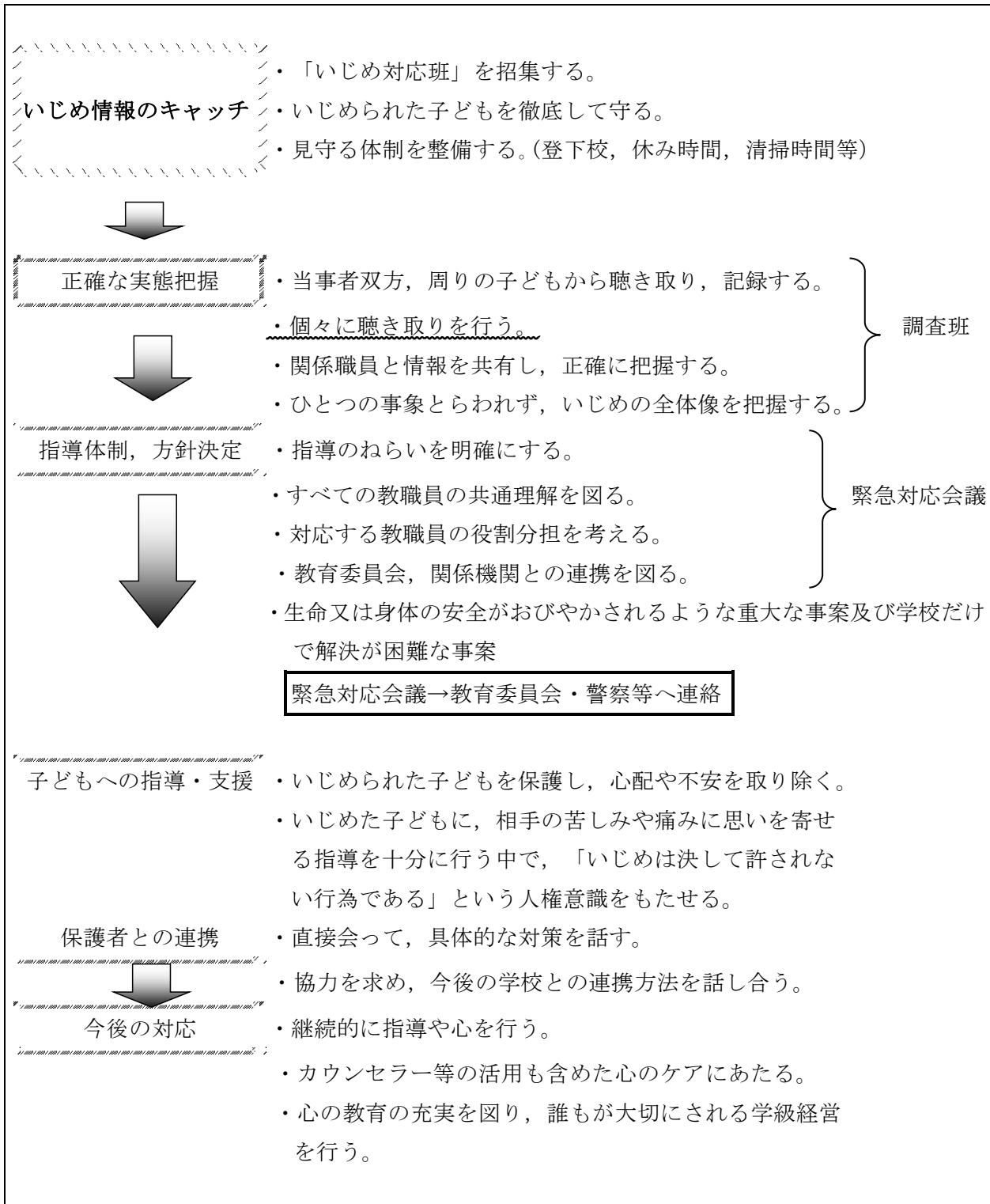
- ・日常生活の中での教職員の声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくっていくようにする。教職員と子どもたちの信頼関係の上で形成していきたい。
- ・定期的な教育相談週間を設けて、全児童を対象とした教育相談を年2回実施する。全職員で、相談時間を設けられるように工夫して実施を行う。実施後、児童の様子について情報交換を行い、実態の把握に努める。

○いじめ実態調査アンケート

- ・各教育相談週間前のアンケート（もしもしアンケート）にいじめに関する内容を入れ、いじめに関する調査を計2回実施する。
- ・学校生活アンケートも活用する。いじめられている子どもにとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるため、実施方法について、記名、無記名、持ち帰って封筒に入れて提出等、子どもたちに配慮して行う。

(3) チームで対応する

○早期対応の基本的な流れ ～問題を軽視することなく、迅速かつ組織的に対応～



○いじめの相談について

- ・児童のいじめの相談窓口
  - ・保護者からの相談窓口
- } 学級担任および教育相談担当，生徒指導主任  
→いじめ対策委員会で検討
- ・「いじめについて相談することや通報することは，いじめを受けている児童を救うことだけでなく，いじめをしている児童を救うことにもなる」という意識を，全教育活動を通して児童に伝えていく。

(4) 被害に遭った児童の安全を最優先に考える

- ・登下校や休み時間，清掃時間等の見守り活動を強化する。  
「いつでも助けを求められることができる」という安心感を持たせるために被害児童に伝える。
- ・学級で学習したり，活動したりすることが難しい場合は，安心して学習できる場所を設定する。
- ・必要に応じて，スクールカウンセラーによるカウンセリングを要請する。
- ・加害児童へは，被害児童の立場に立って考えることができるようになることを指導の中心として対応する。継続的に面談したり，様子を観察したりして，複数の目で確認する。場合によっては隔離をし，被害児童が安心して教育を受けられるようにする。
- ・全体指導も行い，被害児童や加害児童への配慮についても伝える。
- ・いじめの解消については，心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が，少なくとも3か月を目安とし，被害児童本人及びその保護者に対し，心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認の上，解消とする。

(5) いじめの防止等に関する措置について

- ①発達障害を含む，障害のある児童について，当該児童のニーズや特性，専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
- ②海外から帰国した児童や外国人の児童，国際結婚の保護者を持つなどの海外につながる児童は，言語や文化の差から，学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意する。
- ③性同一性障害や性的指向・性自任に係る児童について，教職員の正しい理解等，学校として必要な対応を周知する。
- ④東日本大震災に伴う災害によって避難している児童の心のケアを適切に行い，細心の注意を払いながらいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

## 5 重大事態への対応について

### (1) 重大事態の定義について

いじめにおける重大事態とは、いじめ防止対策推進法では、次のように定義されている。

学校の設置者またはその設置する学校は、次にあげる場合には、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者またはその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係わる事実関係を

明確にするための調査を行うものとする。

①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。

②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席（年間30日間）することを余儀なくされている疑いがあると認められたとき。

学校の設置者またはその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。（第28条）

- ・学校において、重大事態の疑いがあると判断した場合や、児童生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という連絡を受けた場合にも、原則として重大事態として対応する。

### (2) 重大事態への対応

重大事態が発生した場合には、次のような手順で対応する。

①いじめ対策委員会（外部機関も含む）を招集し、情報の収集と事実の確認

- ・最初に事実を確認した者（連絡を受けた者）は、教頭に連絡する。
- ・教頭は校長に報告すると同時にいじめ対策委員会を招集する。
- ・校長は市教育委員会に報告し、支援チームを要請する。
- ・市教育委員会から教育長に報告。教育長から市長へ報告。
- ・状況によっては校長もしくは市教育委員会から警察へ連絡する。

②学校の設置者（木更津市）による調査主体の決定

- ・「学校が調査主体」となるか、「学校の設置者が調査主体」となるかを決定。
- ・学校主体の調査では重大事態への対処および同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと設置者が判断したり、学校の教育活動に支障を生じる恐れがあったりするような場合は、「学校の設置者」が調査主体となる。

③決定された調査主体による事実関係を明確にするための調査の実施

- ・「いつ」「誰から」「どのような態様で」「いじめを生んだ背景事実」「児童の人間関係の問題」「学校・教職員の対応について」など

↓

客観的な事実関係を速やかに調査することを目的に行う。

- ・この調査で明らかになったことは、被害を受けた児童やその保護者に提供する場合があることを説明し、実施する。

④いじめを受けた児童やその保護者に対する情報提供を行う

- ・調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。
- ・提供される情報については、被害児童および保護者の理解を得た上で、情報提供者の安全に配慮し、慎重に進める。

⑤調査結果の報告

- ・学校が調査主体になった場合は、市教育委員会に結果を報告する。
- ・学校の設置者が調査主体になった場合は、市長に結果を報告する。

⑥調査結果を踏まえた必要な措置

- ・「4 具体的な方策について（4）」に記述されていることを実施する。
- ・状況に応じて、関係諸機関に支援職員を養成し、重点的な支援を実施する。
- ・木更津市教育委員会およびまなび支援センター
- ・千葉県教育庁南房総教育事務所に生徒指導専任指導主事
- ・千葉県教育庁南房総教育事務所にスーパーバイザー
- ・千葉県警察本部少年課少年センターにスクールサポーター

の派遣を要請

## 6 公表，点検，評価，改訂について

高柳小学校いじめ防止対策基本方針について、

- ・いじめ防止対策基本方針を学校ホームページで公開する。
- ・学校のいじめに対する取り組みを振り返り、必要に応じて見直しを行う。
- ・アンケートにいじめに関する項目を加え、統計や分析を行い、それに基づいた対応をとる。
- ・学校評議員にも点検や評価をお願いする。
- ・必要に応じていじめ防止対策基本方針の改訂を行う。